

高校生等の通学費補助事業を開始

伊達市は、高校生等の通学定期代について、公共交通手段による地域間の運賃の格差解消を図り、教育における経済的負担の軽減を目的に定期券購入費用の一部を補助します。

1 内容

定期券の使用開始期間が令和 4 年 4 月以降で、表の額を超えた額を補助する。(上限あり)

定期券の種類	1 カ月	3 カ月	6 カ月
次の額を超えた額を補助	15,000 円	43,000 円	82,000 円

※複数の定期券を使用の場合は合算可能（開始期間が異なる場合は市の計算方法によります。）

※他の通学費支援を受けている場合は補助対象外

※公共交通機関発行の定期券で、生徒の住居の最寄り駅（バス停留所）から通学先の最寄り駅（バス停留所の区間で最も合理的な経路を利用した場合に限る

※鉄道利用の場合は特急券を除く

※回数券は対象外

2 開始日 令和 4 年 4 月以降の定期券

3 対象者

伊達市に住所を有し、高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校にバスおよび鉄道の定期券を購入して通学する生徒の保護者

※高等専門学校の場合、第 1 学年から第 3 学年までが対象となります。

4 申請方法

次の書類を同一年度内に教育総務課または各総合支所（保原を除く）に提出すること。

- (1) 指定の申請書兼請求書
- (2) 使用期限が過ぎた定期券の写し
- (3) 在学証明書または学生証の写し
- (4) 振り込み金融機関の通帳の写し

担当 | 教育部教育総務課
電話 024-573-5852